

高 第 9 7 0 号
平成24年12月21日

各指定介護老人福祉施設管理者 様

島根県健康福祉部長
(高齢者福祉課)

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例69号。以下「条例」という。）については、本日公布され、居室定員に関する規定を除いて同日に施行されたところです。

この条例の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、これにご留意の上、適切な運営をよろしく申し上げます。

記

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものである。

2 条例の概要

- (1) 指定介護老人福祉施設の入所定員の基準を定めること。
- (2) 次に掲げる指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。
 - ① 従事する従業者及びその員数
 - ② 1の居室の定員
 - ③ 居室の床面積
 - ④ 入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
 - ⑤ その他人員、設備及び運営に関する事項
- (3) 次に掲げるユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。
 - ① 従事する従業者及びその員数

- ② 1の居室の定員
- ③ 居室の床面積
- ④ 入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- ⑤ その他人員、設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(2)の②については、平成25年4月1日から施行する。

4 条例で定める基準について

(1) 人員、設備及び運営基準については、基本的には国の基準である「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)の規定に準じて定めたものであるが、居室定員に関する基準(ユニット除く)については、本県の実情、関係団体・市町村の意見等を踏まえ、(2)のとおり県独自の基準を定める。

(2) 居室定員に関する基準(県独自の基準)

国の基準では1人(サービス提供上必要が認められる場合は2人)とされているところを、居室定員は原則1人とするが、入居者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村長に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができるよう規定。

(3) 指定介護老人福祉施設の入所定員について、法第86条第1項で定める「30人以上であって都道府県の条例で定める数」を「30人以上」と規定。

5 条例の解釈及び取扱い

この条例の解釈及び取扱いについては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「国通知」という。)に準じるものとする。ただし、居室定員及び非常災害に関する具体的な計画については、国通知のほか、以下のとおりとする。

(1) 居室定員(条例第5条第1項第1号ア)

① 「入所者のプライバシーの確保に配慮されている」とは、次の措置が講じられていることをいう。

ア. 多床室であっても個室的な空間を確保するため、間仕切りや建具等により空間が隔てられ、入所者同士の視線が遮られること。

イ. 隔てられた空間についても介護を行える適当な広さが確保され、日照、採光、換気について十分配慮がなされていること。

② 「関係市町村長に意見を求めた上で」とは、保険者である市町村は、住民にもっとも身近な行政庁であり、③に掲げる地域の実情を把握していることから、多床室の整備の是非について意見を求めるものである。

③ 「地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して」とは、地域における特別養護老人ホームの整備状況、待機者の数、住民の

意向などの地域の実情を勘案することをいう。

- ④ 本条ただし書きの規定により多床室とする場合にあっては、条例第 32 条第 2 項で規定する措置のほか、感染症の患者が発生したときの同室の他の入所者への感染防止対策についてあらかじめ定めておくこと。
- ⑤ 本規定の経過措置については国通知第 3 の 4 (1) の規定に関わらず以下のとおりであるので留意すること。

ア. 平成 25 年 4 月 1 日において現に法第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、本規定を適用する場合においては、「1 人とすること。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村長に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。）の整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2 人以上 4 人以下とすることができる」とあるのは、「4 人以下とすること」とする。

イ. アの規定にかかわらず、平成 12 年 4 月 1 日において現に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号。以下「施行法」という。）第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下次項において同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について本規定を適用する場合においては、「1 人とすること。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村長に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。）の整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2 人以上 4 人以下とすることができる」とあるのは「原則として 4 人以下とすること」とする。

ウ. ア及びイの規定にかかわらず、昭和 62 年 3 月 9 日において現に存する特別養護老人ホームであって、同日前の老人福祉法第 17 条第 1 項の規定に基づく設備の基準の適用を受けていたものについて、本規定を適用する場合においては、「1 人とすること。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村長に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。）の整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2 人以上 4 人以下とすることができる」とあるのは、「8 人以下とすること」とする。

(2) 非常災害に関する具体的な計画（条例第 31 条）

- ① 計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。
- ② 計画については、緊急時の体制（連絡体制、避難誘導體制等）、避難経路、避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。

6 その他

条例全文（県報号外第 174 号）については、県庁ホームページの島根県報ページよりダウンロードできますのでご利用ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/kenpou/>